

大館市適正入札・契約推進委員会

令和3年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：令和3年6月1日（火）13時30分～14時28分

■場 所：大館市役所本庁舎4階 会議室402

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）
伊藤 治兵衛 （弁護士）
佐藤 昭男 （学識経験者）
斉藤 留美子 （関係業界代表／建築士）
名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）
阿部 稔 （内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和3年度 第1回目の定例会を招集いたしましたところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の委員が出席しており、過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

3. 審査

① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和2年度下半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」「物品調達」そして「役務提供」の4つに分類しております。

さらに、この4分類を入札方式別に区分しております。平成30年度から「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では「条件付き一般競争入札」「公募型指名競争入札」「通常指名競争入札」「随意契約」の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では「条件付き一般競争入札」を除く3方式に分類しております。

なお、随意契約については、250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。

資料1の欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和2年度下半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、千円以下の端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は8回執行され、件数は37件、契約金額は4億1,031万円となりました。公募型指名競争入札は、総合病院分3件のみで、契約金額は4,648万円となっております。通常指名競争入札は、通信用鉄塔整備で、通信事業者から施工業者の制限がなされている発注1件のみとなり、契約金額は1,320万円となっております。随意契約は10件、8,933万円で、前年度に比べ件数・契約額とも増加しております。

建設工事全体では、前年度に比べ件数で8件増加の51件となりましたが、契約金額では314万円減少し5億5,933万円となりました。発注件数増加の主な要因としては、前年同時期と比較し、小・中学校エアコン用電源引込工事の発注があったことのほか、随意契約発注案件の増加に伴うものであります。

なお、建設工事の落札率については、前年同期比1.9ポイント増加し、96.9%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数が7件増加の12件、契約金額でも5,594万円増加し8,132万円となりました。これは前

年同時期と比較し、橋梁補修設計業務などの土木コンサル発注案件や地質調査業務発注案件が増加したことによるものであります。落札率は、4.3ポイント減少し86.7%となっております。

- 物品調達では、発注件数が前年同期比で47件増加の72件、契約金額も15億6,957万円増加し16億3,642万円となっております。増加の主な要因は、小・中学校のエアコン購入や、市立総合病院において医療情報システム等の購入の発注があったことによるものであります。落札率については、普通契約で7.1ポイント増加し98.1%、単価契約では0.2ポイント減少し91.9%となっております。

- 役務提供については、発注件数が7件増加の49件、契約金額では4億9,160万円増加し10億350万円となっております。増加の主な要因は、新庁舎の常駐警備や清掃に係る業務、教育用コンピューターリースや山館浄水場ほか運転管理業務など、長期契約の発注があったことによるものです。

落札率については、普通契約で3.3ポイント減少し94.2%、単価契約では18.2ポイント増加の96.0%となっております。

- 以上、令和2年度下半期の総件数は184件で、前年同期比69件の増加となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は32億8,058万円で、21億1,397万円の大幅な増加となりました。

なお、総トータルの落札率については、普通契約で96.4%、前年同期比0.6ポイント増加、単価契約では93.9%と、9.0ポイント増加しております。

令和2年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 資料2に関連した質問をします。地質調査に関する発注において、入札参加業者がとても多く、落札業者が市外の業者となっている案件がありますが、市内の業者を優先する発注をできないもののでしょうか。

事務局： 現状、市内で本業務を受注できるのは1者しかいない。入札参加業者の地域要件を市内として発注しても競争にならないため、地域要件を県内に広げ発注しております。

委員A： 物品調達において、病院で発注した医療機器・保健用品類に高額なものが見受けられる。特に高額な4つの装置について、新しく設置したものという解釈でよろしいでしょうか。

事務局： コロナ患者受け入れのために、新たに購入したものであります。

委員A： 上記のほかにも、医療情報システム一式をはじめ、システム系導入に高額な発注が見受けられますが、医療情報システム一式とはどのようなものなのでしょうか。

事務局： 医療情報システム一式とは、臨床検査システム、診療録システムが付随した、いわゆる電子カルテといわれるものであります。現行のシステムを新たに更新するため、納入業者を公募型プロポーザル方式によって決定し導入しております。

委員A： 随意契約の発注案件でシステムの改修業務がありますが、現況システムに問題が生じたことによる改修なのでしょうか。

事務局： 「令和2年度国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るシステム改修業務」であります。改正デジタル手続法が交付され、マイナンバー法等関連する法令も改正されています。本業務は、国外転出者のマイナンバーカード等の利用の実現のため、関連する当該システム（住基システムと住基ゲートウェイサーバ）を改修するものであります。

また、「令和2年度税制改正に伴う滞納管理システム改修業務」であります。令和2年度税制改正により新設された猶予特例基準割合等に対応するため、当該システムを改修するものであります。

委員B： これらの契約が随意契約となっている理由は、現行システムとの関連性からでしょうか。

事務局： 納入した業者でなければ当該システムを改修できないため、随意契約となっております。

委員B： 小・中学校へのエアコンの取り付けについて、建設工事による発注と、物品購入による発注がありますが、関連性の説明をお願いします。

事務局： 工事発注についてですが、エアコン用電源引込工事として、完成時期を見据えた1者で賄える施工量や、工事箇所の地域区分などを勘案した上で、6工区に分け発注しております。物品購入も分割発注しておりますが、9分割で発注しており、工事発注区分とは一致しておりません。

委員A： コロナ対策の一環として、エアコンを取り付けたものなのでしょうか。

事務局： 国からの補助を得ながら、コロナ対策事業の一つとして実施したものであります。

委員A： 「公営企業会計システム賃貸借」が、随意契約にもかかわらず、落札率61.2%と、かなり低くなっているが、何か理由があるのでしょうか。

事務局： 本案件は、公募型プロポーザル方式によって契約相手方を決定したものであります。本市が見積もっていた額より、提示された額が相当低かっただけのことであり、理由等については契約相手でないとは不明であります。推測ではありますが、現行導入している業者であれば、データ移行作業等の面で有利になる部分があり得るかもしれません。

委員B： 「平滝地区移動通信用鉄塔施設整備事業鉄塔施設工事（KDDI）」は、指名競争入札により落札者を決めているが、特定の業者しかできないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局： 当該工事の施工にあたっては、個人情報の保護・適正管理の面から、KDDIが認めている業者以外は施工できないことになっております。本市に登録している業者は2者となっております。

委員長： 他にご意見ございませんか。

（他に意見等なし）

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審査事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第6条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、予め選んでおります。運営要領第3第2項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】及び【測量及び建設コンサルタント等業務】については、平成30年度下半期から電子入札に移行したことにより、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【大館市立小・中学校エアコン用電源引込第1期工事（第5工区）】

市長事務局が発注した37件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【深渡橋ほか橋梁補修設計業務】

市長事務局が発注した10件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 物品調達 【小中学校普通教室ほかエアコンその1】

市長事務局が発注した普通契約37件の中から、建設工事抽出案件との関連性があり、かつ予定価格が2番目に高い『小中学校普通教室ほかエアコンその1』を選んでおります。

② 役務提供 【大館市役所本庁舎（新庁舎）清掃業務】

市長事務局が発注した普通契約20件の中から、落札率の低かった案件を選んでおります。

◎ 随意契約

① 建設工事 【大館市石田ローズガーデン外構整備工事】

市長事務局が発注した案件のうち、建設工事から、公募型プロポーザル方式を用いて発注した案件を選んでおります。

委員長： それでは、「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料3により説明いたします。

- 最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「大館市立小・中学校エアコン用電源引込第1期工事(第5工区)」であります。比内中学校ほか計3校において、エアコンを取り付けるための、受変電設備の改修を行う工事となります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「電気A級」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有するか、「従たる営業所で参加する場合は準市内の要件」を満たすこと、専任の監理技術者として「1級又は2級電気工事施工管理技士」もしくは「第1種電気工事士又は電気工事に関し3年以上の実務経験を有する第2種電気工事士」を配置できることなどを条件としております。この入札には、3者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定しております。落札率は97.0%となっております。
- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「深渡橋ほか橋梁補修設計業務」であります。粕田字清水川の深渡橋と、長走字陣場の多茂木橋の橋梁補修設計、地形測量業務を委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「鋼構造及びコンクリート」に登録があること、「県内に本社・本店等主たる営業所」を有していること、管理技術者として、「技術士」又は「RC CM」の本業務に関連する部門の資格を有する者を配置できることなどを条件としております。この入札には、7者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1者が辞退、3者が最低制限価格を下回ったため失格、残る3者から落札者1者を決定しております。落札率は82.0%となっております
- 続いて、物品調達「小中学校普通教室ほかエアコンその1」についてです。先に説明した建設工事の発注案件と関連しており、エアコンそのものを物品として調達する発注となります。市内すべての小・中学校にエアコンを取り付けようとするもので、1者では賅いきれない発注量であるため、地域ごとに区分けして発注しております。本案件は、川口小学校ほか計4校のエアコン68台を購入するものであります。入札参加資格は、市の物品調達業者名簿に登録されていて「冷暖房類」を取り扱い品目として登録している者、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどです。この条件で公募したところ

11 者が参加申し込みをし、同じく 11 者を指名し入札を執行しております。結果、7 者が辞退、4 者による入札を執行しましたが落札せず、再入札を実施したところ、1 者が辞退、残る 3 者から落札者 1 者を決定しております。落札率は 98.6%となっております。

- 続いて、役務提供「**大館市役所本庁舎（新庁舎）清掃業務**」であります。新庁舎の日常清掃や特別清掃について、2 年 11 カ月の長期契約で業務委託するものであります。入札参加資格として、市の業者登録名簿において役務提供の「建築物等清掃」に登録していること、「市内に本社又は支店等の営業所」を有していること、法に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること、業務管理責任者として「法に基づく建築物環境衛生管理技術者」を配置できることなどを求めています。この条件で公募したところ、7 者が参加申し込みをし、同じく 7 者を指名し入札を執行しております。結果、1 者が最低制限価格を下回ったため失格、残る 6 者から落札者 1 者を決定しております。落札率は 66.2%となっております。

- 最後に、随意契約の案件です。観光課が発注した「**大館市石田ローズガーデン外構整備工事**」であります。公募型プロポーザル方式、いわゆる企画提案方式によって施工者を選定し、その者と随意契約した案件であります。施工者の選定にあたっては、外部有識者を含めた審査会を立ち上げ、評価項目を定めた上で審査を行い、契約候補者を定めております。工事の概要・提案方法であります。石田ローズガーデンの外構整備にあたり、設計を含めた工事費用の上限額を 4,180 万円とし、景観舗装新設やスロープ改修、バラの保全等の造園工事ほか、電気工事及び給排水工事等、施工内容に一定の条件を付した上で応募者から提案させております。なお、通常の工事発注案件に求められている、建設業の許可や監理技術者の配置等については、公募の段階で参加条件として示しております。結果、最終候補者が「むつみ造園土木株式会社 県北営業所」となり、市との協議を整えた上で、4,126 万 1 千円で随意契約を結んでおります。途中、建物の改築工事の遅れに伴い、園路整備が年度内にできなくなったことにより、変更契約をしております。なお、落札率が 100.0%となっている理由ですが、工事の発注は設計額が予定価格であり、提案された設計額で契約したことによるものであります。抽出案件に関する説明は以上であります。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 A： 「小中学校普通教室ほかエアコンその 1」の入札において、入札辞退者が多数出ているが、理由は何でしょうか。

事務局： 今回の小・中学校のエアコンの発注に関しては、発注数量が非常に多いため 9 分割して発注しておりますが、入札参加者を公募した時点では、1 業者あたり、1 案件の参加にとどまらず、ほぼ全ての案件に申し込んでいるという状況でありました。その後、各業者の受注能力に応じて、納入可能な台数等を検討した上で、応札や辞退などをしたものと思わ

れます。

委員B： 「大館市役所本庁舎（新庁舎）清掃業務」の入札において、予定価格に対して落札額が大きく下回っていますが、理由は何でしょうか。

事務局： 予定価格は業者からの見積り等を精査した上で算出していますが、落札額が大きく下回った理由は何かと問われますと、落札した業者の企業努力としか言いようがありません。なお、落札額より低い額で応札した業者がいましたが、最低制限価格を設定しているため、失格となっております。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和2年度下半期の「指名停止等の運用状況について」ご説明いたします。令和2年度下半期においては、4者3件の指名停止措置を行っております。

初めに、1番の指名停止についてであります。対象業者は株式会社北秋オーエスです。本市が発注した入札において、落札したにもかかわらず、契約を辞退し、当該契約が不成立となったものであります。本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり1カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案であります。対象業者は株式会社石川組です。県内の公共工事において、元請負人が請け負った建設工事を一括して請け負い、このことが建設業法第28条に該当するとして、秋田県知事より指示処分を受けております。本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による「建設業法違反」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり3カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案であります。対象業者は株式会社スズケン大館支店と東邦薬品株式会社大館営業所です。独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件に関して、公正取引委員会から刑事告発を受けております。本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による「独占禁止法違反行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり12カ月の指名停止措置としたものです。

以上が、令和2年度下半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員A： 株式会社北秋オーエスが契約を辞退した理由は何でしょうか。

事務局： 本事案は5か年のリース契約であり、リース総額を予定価格としていることから、入札額も5か年の総額分としなければなりません。当該入札額があまりにも低かったため、月額相当分で応札してしまったものと推察されます。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、下半期において該当となる案件はありません。

続きまして「その他」の2件目ですが、「令和2年度 工事検査結果調書」を記載しております。昨年度1年間の工事検査に関する報告であります。入札等により契約した130万円を超える工事の検査について取りまとめたものです。

昨年度の検査件数の合計は166件で、前年度に比べて7件の減少、契約金額では67億8,604万円で、35億8,069万円の大幅な増加となっております。

完工高を担当課別に見ますと、特に増えているのが建設部都市計画課で、この増加は、令和2年度に本庁舎建設工事〔建築、電気設備、機械設備〕の3工事が終了したためです。また、総務部総務課の3,850万円についても、本庁舎建設にともなう内部サイン工事として発注され検査したものです。

詳細は一覧となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。